

# 第4章 子ども・子育て支援施策の実績報告まとめ

## 【基本目標】

## 【施策の方向】

## 【総括】

1. 家庭における子育てへの支援	(1) 多様な子育て支援サービス環境の整備	保健福祉センター内の子育て支援拠点の他、幼稚園、保育所、認定こども園等で年齢に応じた各種事業を実施し、積極的に親子の遊び場や交流の場を設けている。また、母子健康手帳アプリでは、特に妊娠期から乳児期における情報発信を行い、子育てアプリでは他部署と連携しながら、イベントや事業の案内を随時配信した。今後も、保護者が知りたい情報をすぐに手に入れることができるよう、広報紙や子育てアプリ等の媒体を活用し、きめ細かな情報提供に努める。
	(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭に対する経済的支援として、医療費の助成や公的住宅への入居の斡旋を継続して行っており、福祉資金の貸付相談等についても窓口や広報紙、ホームページにおいて周知を図っている。また、自立に向けた支援のため、就労支援員や家庭児童相談室等の関係機関と積極的に連携している。今後も支援を漏れなく実施できるよう努める。
	(3) 子育て家庭への経済的支援	窓口対応時の案内や関係課との密接な連携により、各種制度の利用の漏れがないよう丁寧な対応に努めている。また、令和元年10月から開始した保育料の無償化に伴い、ひょうご保育料軽減事業において第1子も対象となり、幅広く補助を行うことができた。今後も、引き続き制度の周知を行い、継続的な支援に努める。
	(4) 親と子どもの健康の確保	保健センターの母子保健事業では、集団としての関わりのみではなく、個別相談を行い、継続して育児の不安や負担軽減に取り組んでいる。また、芦屋病院では、産前・産後の子育て家庭に専門的な相談や学習支援の場を提供しており、今後需要の高まりが見込まれることから、引き続き人員体制の確保や関係機関との連携強化に取り組んでいく。
	(5) 子育ての悩みや不安への支援	子育てセンターを中心に、保護者への積極的な声かけにより、保護者が相談できるきっかけづくりを行っている。多様な相談内容に細やかに対応するため、令和2年度に新たに子ども家庭総合支援室を開設し、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図って対応していく。また、県の実施する子育て支援員研修についても引き続き周知を行うとともに、研修受講後の就職状況等の把握に努め、子育て支援の担い手となる人材の育成に継続的に取り組んでいく。
	(6) 要保護児童への支援	子育て支援センターでは、関係機関と連携を図り、支援が必要な児童の早期発見・早期対応を図っており、教育委員会では、専門のカウンセラーや電話相談員による相談事業を実施し、小・中学生に限らず中学卒業後の心のケアも行っている。また、不登校や情緒不安定、発達障害等で悩みを抱え、養育支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施し、保護者や幼児・児童の心の安定を図った。今後も関係機関の連携強化に努め、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
2. 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	(1) 就学前教育・保育の体制確保	令和元年7月に小規模保育事業所を1か所整備した。幼稚園における預かり保育については一定の利用ニーズが認められ、保育所等における一時預かり事業についても依然として待機児童が存在している状況である。引き続き、「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の整備に取り組んでいく。また、幼稚園・保育所で職員のスキルアップのための研修会を実施し、私立の就学前施設や認可外保育施設の職員も共に学ぶ場を作ってきた。今後も継続して職員の資質向上に努める。
	(2) 小学校への円滑な接続	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、児童がスムーズに小学校へ就学できるよう、小学校訪問や小学校生活の模擬体験を継続して実施した。また、就学前教育・保育施設と小学校との合同連絡会を開催し、遊びから学びへの接続や連携の在り方等について学ぶ機会を持った。今後も小学校区を中心とした小学校と就学前施設との交流を深め、円滑な接続につながるような取り組みを行っていく。
3. すべての子どもの育ちを支える環境の整備	(1) 地域における子どもの居場所づくりの推進	子ども同士が交流できる場として、児童センターやあしや市民活動センター、潮芦屋交流センターの貸室などを提供し、各課において、子どもたちの生活時間に合わせて参加しやすい事業を企画、実施している。今後も、関係課と連携しながら、子育てサポートブックや子育てアプリなどの媒体を活用し、子どもたちが安心して過ごせる居場所や実施事業に関する情報発信を積極的に行うよう努める。
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進	小学校、幼稚園、保育所で定期的に交通安全教室を開催し、子どもたちに啓発活動を行っている。また、非常事態に職員や子どもが落ち着いて対応できるよう、火災訓練や地震、津波、不審者を想定した訓練を行っている。また、下校時の青色回転灯付パトロール車による安全パトロールの実施や青少年育成愛護委員による街頭巡視活動、通学路の定期点検など、地域を含めた関係機関が連携して取組を行っている。今後も、安全・安心なまちづくりを目指し、継続して取組を進める。
	(3) 配慮が必要な子どもとその保護者への支援	インクルーシブ教育・保育研修会を行い、配慮が必要な子どもたちへの支援や関わり方について学び、職員のスキルアップを図った。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携強化を図り、子ども一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな支援を行っている。さらに、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、日本語指導ボランティアを配置して学習支援を行うなど、個々の課題に応じた支援を行っている。今後も、継続して個々の状況に応じて必要な支援を行っていく。
4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備	親子で参加できる事業や講座等を通して、現状の生活や働き方を見直す機会を設け、父親が子育てに関わりを持ち、育児への参加を促せるようなイベントを実施している。また、放課後児童健全育成事業では、待機児童対策として新たに拠点校方式を取り入れ、児童の送迎を行った。今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、延長保育や病児保育等の多様なニーズに対応できるよう提供体制の確保に努める。
	(2) 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備	育児休暇を長期間取得する保護者が増加傾向にあり、復職を希望する時期も多様化しているため、子育て推進課及び健康課において、継続して利用者支援事業を実施し、相談業務の中で復職を希望する時期の入所状況に関する情報提供を行っている。また、仕事と子育ての両立や保育所への入所による子どもへの影響などについても説明し、相談に応じている。今後も保護者に適切な助言を行い、産休・育休からスムーズに復帰できるよう継続して支援を行っていく。